（単独荷卸しの際の留意事項）

単独荷卸しの際の留意事項

第◯条　単独荷卸しを行う場合においては、消防法令及び　　　　　　が構築した単独荷卸しの仕組みによるほか、特に次の事項を留意しなければならない。

２　単独荷卸しに必要な安全対策設備は適切に維持管理すること。

３　単独荷卸しは、単独荷卸しの仕組みに基づいた移動タンク貯蔵所を使用し、かつ、必要な保安教育を受けた移動タンク貯蔵所に乗務する危険物取扱者により行うこと。

４　危険物保安監督者及び危険物取扱者は、単独荷卸しが行われる場合において、移動タンク貯蔵所の安全な停車場所の確保、火気の注意等保安上必要な対策をとること。

※　併せて、次の書類を添付しなければならない。

①　石油供給者又は自ら単独荷卸しを行う運送業者の構築した単独荷卸しの仕組みを記載した書類

②　単独荷卸しを実施する運送業者のリスト

③　石油供給者又は自ら単独荷卸しを行う運送業者が、単独荷卸しの仕組みに基づき、単独荷卸しを実施することを確約した書類（契約書等）

（単独荷卸し時の消火活動等）

第◯条　単独荷卸しの実施者、危険物保安監督者及び従業員は単独荷卸しの仕組みに基づき、火災、危険物の流出等が発生した場合、適切な措置を講ずること。

（保安教育）

第◯条　所長は従業員に対し次により保安教育を実施するものとすること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象者 | 実施時期 | 内　容 |
| 全従業員 | ２回以上／年 | ⑴　予防規程の周知徹底⑵　火災予防上の遵守事項⑶　安全作業等に関する基本的事項⑷　各自の任務、責任等の周知徹底⑸　地震対策に関する事項⑹　単独荷卸しに関する事項⑺　その他 |
| 新入社員 | 入社時 |
| 監 視 者 | 監視等の業務に従事する前 | 上記⑴～⑺⑻　危険物の性質に関する知識⑼　火災予防・消火の方法等に関する知識⑽　当所の設備の構造・操作等に関する事項 |